

---

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 実務対応報告第 25 号の廃止の検討

---

### 本資料の目的

1. 現行の実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 25 号」という。また、本文は別紙参照。）は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」又は日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、合わせて「金融商品会計基準等」という。）の時価に関する定めを引用するかたちで、市場価格がない又は市場価格を時価とみなせない場合の時価の考え方について、現行の取扱いを確認している。
2. 現在開発中の時価の定義及びガイダンスに係る会計基準案（以下「会計基準案」という。）及び時価の定義及びガイダンスに係る適用指針案（以下「適用指針案」という。また、会計基準案と適用指針案を合わせて、以下「会計基準案等」という。）が基準化された場合には、実務対応報告第 25 号の引用元の定めが有効でなくなることが想定されることから、実務対応報告第 25 号について何らかの対応が必要となると考えられる。
3. 本資料は、実務対応報告第 25 号における各論点が基準案等に含まれているかを確認し、実務対応報告第 25 号を存続させる必要があるかどうかを検討する。

### 実務対応報告第 25 号と会計基準案等との比較

#### （実務対応報告第 25 号の論点）

4. 実務対応報告第 25 号は、次の 3 つの問いに対する回答というかたちで、金融商品会計基準等における時価の取扱いを確認している。
  - (1) 時価とは、どのような概念か。
  - (2) 市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を時価としなければならないか。
  - (3) 市場価格がない又は市場価格を時価とみなせないため、経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合に留意する事項は何か。

以下では、実務対応報告第 25 号の(1)から(3)の論点が、会計基準案等でカバーされているかを確認する。

**(Q1 時価とは、どのような概念か)**

5. 会計基準案等は、時価を次のように定義しており、第4項(1)の論点は会計基準案等で全面的に改正されると考えられる。

「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう（会計基準案第5項）。

**(Q2 市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を時価としなければならないか)**

6. 会計基準案等は、時価の算定における市場価格の使用について次のように定めており、第4項(2)の論点についても会計基準案等で全面的に改正されると考えられる。

(1) 活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格（レベル1のインプット）が利用可能な場合には、原則として当該価格を時価として用いる<sup>1</sup>。

(2) 取引価格又は相場価格が時価を表していないと判断する場合には、当該取引価格又は相場価格について、リスクに関する調整を行う（会計基準案第13項）。

**(Q3 合理的に算定された価額を算定する場合の留意事項)**

7. 実務対応報告第25号は、経営者の合理的な見積りに基づいて合理的に算定された価額を算定する場合の留意事項として、次の点を説明している。

(1) 類似金融資産の市場価格の調整、割引現在価値法、又はプライシング・モデルの使用のいずれの方法においても、調整数値、割引率又はモデル自体やその価格決定変数は恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

(2) 自社における合理的な見積りが困難な場合には、(1)の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる。この場合のブローカーは客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要である。

8. 第7項(1)及び(2)論点は、次の点から、会計基準案で全面的に改正されると考えられ

---

<sup>1</sup> 具体的には、次のような規定がある。

- (1) 評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすること（会計基準案第8項）。
- (2) 時価の算定に用いるインプットは、レベル1のインプットが最も優先順位が高く、レベル3のインプットが最も優先順位が低いこと（会計基準案第11項）。
- (3) レベル1のインプットに対する調整は、特定の場合にのみ認められること（適用指針案第11項）。

る。

- (1) 会計基準案等は、時価を市場参加者<sup>2</sup>の観点から定義している（第5項参照）。そのため、会計基準案等でも、時価の算定に用いる調整数値、割引率又はモデル自体やその価格決定変数について、恣意性が排除された合理的なものであることが求められると考えられる。
- (2) 取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができるとしている（適用指針案第18項）。ただし、実務対応報告第25号がブローカーの性質をブローカー等の価格の使用の要件としているのに対し、会計基準案等では、ブローカー等の価格自体をブローカー等の価格の使用の要件としている点が異なると考えられる。

### 実務対応報告第25号の存続の要否

9. 第2項に示したように、会計基準案等が基準化される際には、実務対応報告第25号の内容は全面的に改正されることとなるため、実務対応報告第25号を廃止することとしてはどうか。

#### ディスカッション・ポイント

現在審議中の時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等が基準化される際に、実務対応報告第25号を廃止することについて、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上

<sup>2</sup> 市場参加者は、次の要件のすべてを満たす買手及び売手として定義されている（会計基準案第4項(1)）。

- (1) 互いに独立しており、関連当事者ではないこと。
- (2) すべての入手できる情報に基づき、当該資産又は負債について知識を有し、十分な理解を有していること。
- (3) 当該資産又は負債に関して、取引を行う能力があること。
- (4) 他から強制されるわけではなく、自発的に取引を行う意思があること。

## 別紙 実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成 20 年 10 月 28 日)

### 目 的

金融商品の会計処理及び時価の算定は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)等に基づいて行われている。

これらの会計基準等によって定められている金融商品の会計処理及び時価の算定は、国際的な会計基準の取扱いと同じ考え方に基づいていると考えられるが、最近の金融市場における混乱を背景にした国際的な会計基準設定主体による公表物との関係で、当委員会に対して時価の算定に関する質問が寄せられている。金融資産の時価の算定は、金融商品会計基準及び金融商品実務指針等に基づいて行われるが、その理解を促進するため、質問の多い点を次のように確認することとした。

### 会計処理等

Q1 時価とは、どのような概念か。

A 時価とは、「公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場(以下「市場価格」という。)に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする」とされている(金融商品会計基準第 6 項)。

この際、時価は、「取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額」(金融商品実務指針第 47 項)であり、その概念は、主に次の点を基礎としている。

- 「(1) 金融資産を取引する当事者は、その金融資産の内容、構造、仕組みについて、特に当該金融資産がもつ固有のリスク及びリターンの特性を理解していなければならない。
- (2) 金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものである。
- (3) 金融資産の公正な評価額は、取引の当事者が、当該金融資産を取得・売却により又は取組・決済のために、その時点でキャッシュ・フローとして受け取る価額又は支払う価額である。
- (4) 金融資産の公正な評価額は、まず基本的には「市場価格」である。当該金融資産が、

取引が活発でかつ流動性の高い市場において取引されている場合には、その市場の市場価格が公正な評価額の最適な根拠を提供しているからである。しかし、市場における取引が活発でないため又は市場が十分に確立・整備されていないために、市場価格は金融資産の公正な評価額を示していないことがある。このような場合のほか、市場価格があっても入手不可能な場合、さらに、市場価格がない場合であっても、本報告が示す要件を満たす限り、「合理的に算定された価額」も公正な評価額に含まれる。」（金融商品実務指針第256項）

したがって、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではないことに留意する必要がある。

Q2 市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を時価としなければならないか。

A 金融資産が市場<sup>3</sup>で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として当該金融資産には時価として、市場価格に基づく価額を付すこととなる（この点については、金融商品実務指針第48項を参照のこと）。これは、金融資産の取引が活発に行われている市場における市場価格は、当該金融資産の公正な評価額を示していると考えられることによる。

しかしながら、「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」（金融商品実務指針第53項②）や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産は、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられるため、このような場合には、「時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による」こととなる（金融商品実務指針第54項）<sup>4</sup>。

Q1のAでも示されたように、取引の当事者は金融資産の特性を理解していることが公正な評価額を算定する基礎の一つであるとされており、「取引当事者の一方である企業の経営者は公正な評価額を構成する合理的に算定された価額を算定することが期待されている」ため、「市場価格がない場合の時価の算定は、まず企業の経営者の合理的な見積りに

<sup>3</sup> 金融商品の種類により種々の取引形態があるが、市場には、公設の取引所及びこれに類する市場の他、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれることに留意する必要がある（金融商品会計基準(注2)及び第54項なお書き）。

<sup>4</sup> なお、株式については、「市場で売買される株式について市場価格に基づく価額が存在する場合のみ時価のある有価証券とする。したがって、市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないものとし、当該株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う」（金融商品実務指針第63項ただし書き）とされている。

よることを原則とする」こととされている（金融商品実務指針第 259 項）。

Q3 市場価格がない又は市場価格を時価とみなせないため、経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合に留意する事項は何か。

A 経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額は、以下のような方法で算定された価額をいうとされている。

「(1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法

この場合の調整数値等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

(2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法

この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

(3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法

この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。」（金融商品実務指針第54項）

なお、「自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について上記(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる」（金融商品実務指針第 54 項）。ただし、「この場合のブローカーは客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要である」（金融商品実務指針第 259 項）ことに留意する。

## 適用時期等

本実務対応報告は、現行の会計基準等を踏まえた実務上の取扱いを確認するものである。このため、本実務対応報告の公表日前に終了した事業年度（当該事業年度を構成する四半期会計期間又は中間会計期間を含む。）であっても、企業が未だ公表していない財務諸表においては適用される。また、その適用については会計方針の変更として取り扱わないことに留意する必要がある。

なお、本実務対応報告の適用に関して、財務諸表利用者の理解に資すると考えられる場合

には、その概要について注記する。

## 議 決

本実務対応報告は、第 163 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。

以 上